

青色申告宣言の都市

発足二年目に入る (1)

昨年五月七日、青色申告納税制度の施行三十周年を期し、自主申告・自主納税の青色申告の本旨を徹底し、全市民をあげて青色申告の実をあげるべく、青色申告の宣言都市として発足しました。早いものでもうすでに一年たち、今年には二年目に入りました。

この間、多くの方が青色申告へ加入申請をされ、現在多数の方が勉強しまた指導をうけております。

今年は、さらに税に関心をもたれるよう、本会報をも通じお便りを差し上げますのでご覧ください。青色申告はシャープ勧告に基づき制定施行された税制で、この申告を通じて数多くの特典が認められております。その一つは、事業者

視覚障害者奮闘!

八月十一日に富士吉田市立吉田小学校において、第十回山梨県下視覚障害者球技大会が開催され、都留市視覚障害者協会(牛田守之会長)の会員も参加しました。県下より約一〇〇名の目の不自由な方が集まり卓球、野球を楽しみ、国際障害者年にふさわしい有意義な一日でした。都留市会員は少数でしたが良く奮闘し、卓球で準優勝をおさめました。

と生計を共にする家族従業員には世の中の一般的な雇用条件と同じ額を専従者給与として支給し、またこれが経費として認められています。専従家族に給与が支払われると、事業者の所得は平準化され給与には給与所得控除もある事によって、極めて低い税負担となり大いに節税となります。

節税のために青色申告を

詳しい事は、都留市商工会内、都留市青色申告宣言の都市推進委員会事務局までお問合せください。

朗読奉仕員養成講座

受講生の募集

福祉のまちづくり推進事業の一環としてつぎにより朗読奉仕員養成講座を開講いたします。

本講座を修了され、視覚障害者のために市広報を「声の広報」に朗読録音の奉仕をされておられる方々を含め、一人でも多くの方々の受講を希望しております。

九月から来年三月まで毎月一回開講いたします。

第一回講座 九月十九日(土)午後二時から文化会館にて講師元アナウンサー浅川きよみ先生、二回目以後の日時場所については講師と打合せのうえ連絡いたします。

講座内容
第一回①朗読と録音図書制作の違い ②日本語の特色 ③発音練習

第二回①発音練習(母音の無声化)

②アクセント

第三回①文章の構造と把握 ②朗読技術

第四回①間のとり方と言葉の卓立

②セリフの扱い方

第五回 いろいろな文章(文学作品、短詩形文学、童話、民話、告知文、専門書)の読み方

第六回 第五回と同じ

第七回 録音の実際

なお詳細についてはつぎに照会してください。

都留市福祉事務所
福祉のまちづくり担当

☎(三)一一一一 内線二七三

身体障害者の巡回相談

山梨県身体障害者更生相談所では、からだの不自由な皆さんのため、福祉事務所や公共職業安定所市町村等と協力して専門職員による身体障害者の巡回相談をつぎのとおり行っております。

日時 昭和五十六年九月九日

(水)午前十時～午後三時

場所 都留市文化会館

担当者 整形外科医 身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、公共職業安定所就職担当官、その他の専門職員

満十八歳以上で身体に障害のある方はせつかくの機会ですからぜひご利用ください。なお身体障害者手帳をお持ちの方は必ず持参し

てください。相談は無料で秘密は厳守いたします。

相談内容

○整形外科医による医学的な判定と指導

○心理判定員による心理学的な判定と指導

○職能判定員による職能評価並びに指導

○補装具(義肢装具、車椅子、杖その他、補聴器、眼鏡等)の交付や修理について

○関係施設への入所について

○身体障害者手帳の等級該当及び福祉年金および福祉手当等についての相談

○就職及び職業適性(職安職員による求人求職状況等に関する指導及び斡旋)

○結婚、その他、一般生活について

主権 山梨県身体障害者更生相談所

所 山梨県身体障害者更生相談所甲府支所

共催 都留市

計量器定期検査

毎年この時期になりますと計量器の定期検査が実施されます。

いかなる計量器も最初の精度、構造を長く維持することは不可能であるため、定期的な検査によって不良器物を排除する必要があります。

このため計量法は、定期検査制

度を設け、取引または証明に使用される計量器を定期的に検査して、精度を確保し取引上における計量の安全を図り、計量の面から県民の福祉に貢献しようとするものです。

今年から全地域を対象に実施されますので、検査漏れのないよう指定日時に必ず受検されるようお願いいたします。

なお、取引・証明に使用しているものおよび、今後使用する目的で所持している計量器は、必ず定期検査を受けなければなりません。したがって、検査を受けないで使用する五万円以下の罰金に処せられます。また定期検査に不合格となった計量器を使用の目的で所持していると三年以下の懲役、もしくは二〇万円以下の罰金に処せられ、場合によってはこれを併科されます。

定期検査の場所、日時はつぎのとおりです。

九月十六日 盛里出張所

九月十六日 宝出張所

九月十七日 午後一時～午後三時 東桂出張所

九月十八日 午前十時～午後三時 禾生農業協同組合

九月二十一日 午前十時～午後三時 市民会館ロビー

九月二十二日 午前十時～午後三時 市民会館ロビー

九月二十四日 午前十時～午後三時 市民会館ロビー